

タクシーご利用の皆様へ

毎度ご乗車ありがとうございます。

このたび、当地区のタクシー運賃・料金について、令和8年2月13日付けをもって国土交通省関東運輸局長より下記のとおり公示され、3月16日から実施される事となりました。

業界におきましても、輸送の安全とサービスの向上により一層の努力を致してまいりますので、今後とも変わらぬご愛顧の程よろしくお願い申し上げます。

記

改定運賃（埼玉南部地区） ※ 県南地域

種 別	車 種	上 限 運 賃 及 び 料 金
距離制運賃	特大車	初乗 1.027 km まで 570 円 加算 187m までを増すごとに 100 円
	大型車	初乗 1.027 km まで 530 円 加算 201m までを増すごとに 100 円
	普通車	初乗 1.027 km まで 500 円 加算 213m までを増すごとに 100 円
時間距離併用運賃	特大車	時速 10 km 以下の走行時間につき 1 分 10 秒までごとに 100 円
	大型車	時速 10 km 以下の走行時間につき 1 分 15 秒までごとに 100 円
	普通車	時速 10 km 以下の走行時間につき 1 分 20 秒までごとに 100 円
時間制運賃	特大車	30 分までごとに 4,480 円
	大型車	30 分までごとに 4,260 円
	普通車	30 分までごとに 4,020 円
深夜・早朝割増	22 時から 5 時まで	2 割増
迎車回送料金	1 回につき定額料金を事業者ごとに設定、又は回送距離について 1 km 又は 1.027 km を限度として実車扱いとし、初乗運賃額を限度とする。 なお、車両が到着後、お客様の都合により待機させられる場合は、5 分経過後に時間距離併用運賃を加算させていただきます。	
障害者割引	(身体障害・療育手帳にある写真を確認後に割引とする。) 1 割引	

○ 車内にタクシーカードを備え付けてありますので、忘れ物やご要望などにご利用下さい。

一般社団法人埼玉県乗用自動車協会

さいたま市浦和区高砂 3-10-4 電話 (048) 863-6431